令和８年１０月６日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

１．競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域
株式会社建設技術研究所　東京都中央区日本橋浜町３－２１－１
令和８年１０月６日～令和８年１２月５日（２ヶ月）
地域４（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

２．事実概要
有資格者である（株）建設技術研究所は、新潟支社発注の「磐越自動車道　長谷橋基本詳細設計」において、担当技術者の誤認及び管理技術者、照査技術者の照査不備により設計成果品に欠陥を生じさせるという過失による粗雑工事等を発生させた。

３．競争参加資格停止措置理由
上記（２．事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成１８年８月７日東高契第２６９号)」別表第１第２号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領　別表第１

措　置　要　件	地域及び期間
（過失による粗雑工事等） ２　会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。)。	発生地域について当該認定をした日から１月以上６月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課

以　上